

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧  
土地改良区設立の認可  
土地改良事業計画の縦覧
- ◇選管告示 土地改良区役員の退任及び就任  
政党、協会その他の団体の收支に関する  
報告書要旨
- ◇正誤 昭和三十年十一月二十九日鳥取県規則第五  
十六号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第五百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、浜坂土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、

当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十二月六日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間  
昭和三十年十二月七日から同年十二月二十六日まで
- 三 縦覧の場所 鳥取市役所
- 四 異議の申立  
利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第五百九十四号

鳥取市浜坂若林吉藏外十五人の者から申請のあつた八幡池土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四

年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十年十一月二十八日認可した。

昭和三十年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により、日野郡江府町大字俣野加藤光喜外四人の者から池ノ内土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき、詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十年十二月七日から同年十二月二十六日まで

三 縦覧の場所 日野郡江府町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名及び住所

讃岐井手土地改良区

理事 山根 準三 東伯郡関金町大字泰久寺

日野 壽雄

岸本健二郎 大字安歩

新田 徳藏	大字松河原
鳥飼 貞好	"
山本 薫	大字大鳥居
高間 春吉	"
青木 満雄	"
山本 巖	"
山本 国義	"
福田 孝治	大字松河原
岸 信伍	大字安歩
小倉 鶴吉	大字松河原
安田 又男	大字大鳥居
西田 壽雄	大字泰久寺
田中 正雄	大字松河原
山崎 新松	大字安歩
北条土地改良区	"
理事 木天 吉治	倉吉市下古川
就任した役員の名及び住所	"
讃岐井手土地改良区	"

理事 瀬尾 初雄	東伯郡関金町大字泰久寺
朝倉 勇功	"
安田 又男	大字大鳥居
池本 賢藏	大字安歩
山谷 貞市	大字大鳥居
藤井 俊藏	"
鳥飼 圭一	"
池本 正	大字安歩
大田 清	大字関金宿
光村 大藏	大字松河原
新田 徳藏	"
日野 末壽	"
小倉 鶴吉	"
藤井 恒好	大字大鳥居
日野 義正	大字泰久寺
岸本 実	大字松河原
岸本 隆義	大字安歩
北条土地改良区	"

理事 岸田 弘 東伯郡北条町大字土下  
" 河本喜代定 倉吉市下古川

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年十二月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄  
政党、協会その他の団体の收支に関する  
報告書要旨

#### 一 種類

政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

#### 二期 期間

昭和三十年一月一日から  
" 三十年六月三十日まで  
(定期)

#### 三 報告書の要旨

政党、協会その他の  
団体名  
鳥取県気高郡青谷町徳安  
後援会  
自由党鳥取県支部因幡部  
会西気高支部

額	寄附及び 収入又は 寄附の総額		一件千円 以上の寄 附		一件五百 円以上の 寄附		支出の総額		一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告書受 理年月日
	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	円	件数	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	三〇、九
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	一、九
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"

四 主たる寄附者及び支出  
（一）寄附者 該当なし  
（二）支出 該当なし

### 正 誤

昭和三十年十一月二十九日鳥取県規則第五十六号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤  
一 下 一 二 分場長を置き、  
分場長を、部に主任を置き、